

平成 23 年度 第 14 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 11 月 1 日（火）17 時 52 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

先ほど「企画委員会」におきまして、平成 24 年度税制改正に関する今後の議論の進め方について審議を行いましたので、本日はその御報告をいたします。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、平成 24 年度税制改正に関する今後の議論の進め方について、私から御報告をいたします。平成 24 年度税制改正につきましては、要望提出が例年より 1 か月遅れたことに加え、今後、復興財確法や平成 23 年度税制改正法案、更には震災税特法の第 2 弾の国会審議等への対応も必要になるなど、非常にタイトなスケジュールとなります。更に、社会保障と税の一体改革に関する審議の時間を確保する必要もあります。こうした状況を踏まえ、平成 24 年度税制改正に関しては前倒しで検討を進め、なるべく早く取りまとめを行う必要があると考えております。加えて、厳しい財政事情に照らせば、各省庁の要望への対応は厳しいものとならざるを得ません。したがって、平成 24 年度税制改正については、検討対象項目をできる限り絞ることにより、重点的、効率的に議論を進めさせていただきたいと考えております。

具体的には、次のように議論を進めていきたいと考えております。

資料 1「当面の日程（案）」を御参照ください。まず、各省庁の要望項目については、先日ヒアリングを行わせていただきましたので、まずは事務的に政務レベルでの折衝が必要な対象項目の絞り込みを行った上で、11 月 14 日の週の後半から翌週にかけて政務折衝を行うといった流れを想定いたしております。

また、各省庁からの要望は無いものの、政府税調で取り上げる必要がある項目については、11 月 8 日と 15 日にかけて本体会合で紹介させていただきたいと思っております。

具体的には、1 つ、平成 24 年度評価替えに伴い制度見直しが必要となる固定資産税、2 つ、税務執行共助条約への参加に伴い必要となる徴収共助に関する法整備など、国際的な情勢等に対応するために必要な国際課税に関する事項、3 つ、会計検査院などからの租税特別措置に関する指摘事項などが対象となると考えられます。

11 月下旬以降は、政務折衝の結果を踏まえつつ、党税調とも連携調整を行いながら、12 月に入ってから取りまとめに向けて集中的に議論し、12 月 5 日の週には平成 24 年度税制改正要望に関する議論は終了させる。こういったプロセスで議論を進めさせていただきたいと考えております。

なお、お手元に資料 2、3 という横長の資料を配付しておりますが、昨年度の税制

改正大綱で 24 年度税制改正の検討事項とされた各項目についても、8 日と 15 日にかけて取り上げていきたいと考えております。

加えて、先ほど申し上げた議論の効率化の観点から、昨年まで行っていた、いわゆるゼロ次査定については省略をさせていただきたい。政務折衝についても、昨年は政務官級、副大臣級などとステップを分けておりましたけれども、これを分けずに 1 回の政務 2 役折衝といたしたい。つまり、副大臣、政務官が査定側と要求側と一緒に交渉を一発勝負でさせていただきたいとするなどの工夫をさせていただきたいと考えております。

また、社会保障と税の一体改革については、補正予算と復興財源確保法案の成立に目途が立った後、直ちに着手し、税制抜本改革の具体的な内容について年内を目途に取りまとめるため、精力的に議論を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、具体的なスケジュールについては改めて御報告させていただきます。なお、各省庁の要望の中には、配偶者控除の見直しなど、一体改革にも関連する項目が含まれておりますが、こうした要望事項の取扱いについては、一体改革の検討スケジュールに合わせて改めて御相談させていただきます。

ただいま申し上げたようなスケジュールで、今後の日程調整等をさせていただきますので、よろしく御協力お願いいたします。

私の説明は以上です。

政務折衝の際には、事務方にお持ち帰りにならないように、その場で決定していただくようお願いを申し上げます。

それでは、黄川田副大臣からの補足説明をお願いいたします。

○黄川田総務副大臣

それでは、私の方から説明させていただきます。ただいま、五十嵐副大臣から全体のお話がありましたけれども、地方税におきましても各省庁の要望は国税と同様の状況であります。地方財政の厳しい実情に照らせば、要望への対応は厳しいものとならざるを得ないと考えております。

要望項目以外に政府税調で取り上げる必要がある項目については、これも五十嵐副大臣から御説明がありましたけれども、「平成 24 年度評価替えに伴い制度見直しが必要となる固定資産税」などがあると考えております。

私からは以上であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

以上、平成 24 年度税制改正に関する当面の議論の進め方について御説明させていただきました。御意見、御質問があれば、どうぞ御発言ください。

森副大臣、どうぞ。

○森文部科学副大臣

1つ確認したいんですけれども、前回、前々回のヒアリングの際に、櫻井代理等々、私も問題提起をしたかと思うんですけれども、減収そして増収の算定の仕方、増収そのものが減ると、そして増税によって必ず税という形で増えなければ、それは増収とみなさないとか、それが一応財務省のお考えだと理解しているんですけれども、逆に政策効果ということについて、あるいは寄附増ということについて、どういうふうに考えるのかということについて等々、その辺は少し議論の前提として整理しましょうというお話だったと思うんですけれども、それはまずこの本論に入る前にやるべきではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則は、財務省の考えではなくて実は閣議決定をされている方針でございますので、そのこと自体は変わらないということでございます。ただ、おっしゃるような主張は当然あってよろしいかと思っておりますので、政策効果についてはその議論の中で議論をさせていただくことになると思っておりますが、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則そのものは、原則は原則としてあるということでございます。

どうぞ。

○森文部科学副大臣

そういう整理には、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則の定義そのものといえますか、その辺についても少し整理しましょうということではなかったかなというふうに、私の記憶が間違いであればですけれども、いずれにせよ、その政策効果というものについて増収というものについては、どのように捉えるのかということについて、個々の折衝の中での議論ではなくて全体として少し問題点を整理しましょうと、そのことについて少し議論をしましょうという話になっていたというのが私の記憶ですけれども、そういう場面は前段のところでないのでしょうか。全体としてその考え方を整理するということ。

○五十嵐財務副大臣

当然この税調では別に議論をしてはいけないものはないので、議論をしていただいて結構ですけれども、基本的な考え方は恒久的な財源が必要となるものについては、恒久的な財源で補う、これがペイ・アズ・ユー・ゴー原則だと思いますので、一時的なものとは恒久的なものは分けて考えるわけですけれども、恒久的な減収を伴うものについては、その見返りを求めるというのが、これはもう定義的には確立されていると考えております。

ただ、それが波及効果を含めた増収にやがてつながるのだという計算は、いろいろな理論があると思っておりますので、それは当然それに基づいても議論をしてまいりましょうということだと思います。

○森文部科学副大臣

この間の議論はちょっと違うんですね。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○中野民主党税調会長代行

森副大臣がおっしゃっているのは分かるのですが、各項目だとかそれぞれのテーマによって、減税効果による増収というのは、一概に統一的に決められないと思います。例えば住宅産業、裾野が広い、そこにどういう影響を与えるかということと、そんなに裾野が広くないところの問題ということもあるでしょうから、それぞれ各省庁個別のテーマで折衝をされるときに、そのことを主張していただいて議論していただいたらどうかと思います。

我々もそういうことがあるということ念頭に置いて検討はしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

整理としては、森副大臣のおっしゃるようなことを否定したり、抑えつけないはいたしませんということです。どんどん主張してくださいと。ただ、それは議論になると思いますということだと思えます。

今、中野会長代行に整理をしていただいたとおりでと思いますので、今日とはかくこの日程（案）をお示ししましたので、日程（案）について何かございましたら、よろしくお願ひしたいと思えます。

辻副大臣、お願ひします。

○辻厚生労働副大臣

厚生労働省の立場から意見を申し上げさせていただきたいと存じます。本日の税調資料2、3、国税、地方税共通でございますけれども、その資料におきまして参考扱いとされております事項のうち、配偶者控除につきましては、先ほど五十嵐副大臣から一体改革の議論と連動するとのコメントもいただいているところでございますけれども、厚生労働省といたしましては、働き方の選択に対して、できる限り中立的な制度となるよう速やかな見直しが必要であると考えているところでございます。

また、たばこ税につきましては、政府として復興財源としてのたばこ税の臨時増税を求めているところではございますけれども、国民の健康の観点からは恒久的な引上げを検討していくことも重要だと考えているところでございまして、このことを意見として申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

租特とは別に、ですから、まず第1ラウンドをやりますが、その中でも取り上げていただいて結構というか、取り上げることになるだろうと思えます。その上で、要望にない項目という形で、もう一度税調の大綱を決める際にもまた議論をさせていただくという段取りになるかと思えます。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

この日程、大変タイトな日程だということで、非常に分かることは分かるんですが、例えば税理士会とか、これは確か税制改正要望という形で建議しますね。それで税理士会、経済界を代表して経団連、あるいは中小企業団体を中心にした日本商工会議所、それから連合とか、こういう団体からのヒアリングを政府税調でやはり一度聞いておく必要があると思うんですけども、日程的にそれはもう無理なのかどうか、やはりそういったところも配慮しておく必要があるのかなと思うんですけども、どんなものでしょうか。

○中野民主党税調会長代行

賛成です。

○五十嵐財務副大臣

実はやりたい気持ちはやまやまなんですけど、私どもも必要だと思っていますけれども、ただ、外交日程や国会日程を考えると本当にタイトであることは事実だと思うんです。ですから、それはそれとして、最終的に決まるまでの間に入れられるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○中野民主党税調会長代行

外交日程の合間にそれを入れればいいんです。

○峰崎内閣官房参与

ヒアリングですからね。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

今の峰崎参与の発言は極めて重要だと私は思っておりまして、これだけ厳しい状況の中で、空洞化するとみんな言っているわけですよ。やはりタコが自分の足を食うような話で、空洞化が進んでしまったらどんどんと税収も最後は落ち込んでしまうということは間違いのないと思うので、そこはやはり彼らの意思といいますか、それは確認をした方が、これだけ厳しい円高を含む状況の中で、従来と違う厳しい環境の中でそれを聞かないでというのは、いかに外交日程があっても、やはりなかなか、国民の皆様が目線から見てもやっていないではないかという批判が出てくると思うので、是非、それは万般お願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

いろいろとありますので、それも含めて、ちょっと検討させてください。

○中野民主党税調会長代行

外交日程がある方がヒアリングの時間が取りやすいんだと、逆に私は思います。

○五十嵐財務副大臣

検討させていただきます。

とりあえず、おおまかな日程感としてはこれでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、今後の審議において委員皆様方の御協力をお願い申し上げます。

最後に、税調会長から発言をお願いします。

○安住財務大臣

今日はお待たせしてすみませんでした。その前の企画委員会が少し延びましたので、お待ちいただいた方々にお詫びを申し上げます。

いよいよ、平成 24 年度税制改正の本格的な議論がスタートします。今回は国会と同時並行スタートということで、大変タイトな日程になってしまいます。時間も限られておりますので、この約 1 か月間に、今、中野会長代行等からも話がありましたような要望事項、また、峰崎参与からもあったようなことも踏まえて、ぐっと凝縮して、コンパクトで、全体にいいパッケージを、なぜ、こういうことを言うかといいますと、やはり今年の轍をできるだけ踏みたくない。せつかく良いものを作っても、なかなか野党側の抵抗で政策実現できなかつた部分も残念ながらまだあります。今年、この臨時国会を含めて何とかぎりぎり頑張りたいと思っておりますが、そうしたこともありますので、今年度の積み残した部分も含めて、良いパッケージのこの税制改正というものを、我々らしいといいますか、民主党らしいものを、与党らしいものを作っていければと思っております。

国民の皆さんに政権交代を実感してもらうためには、やはりこの税制改正というものは大きな一つの政策表現でありますから、しかし、言いにくい話ですけれども、そうは言っても来年度の予算は現実にお金のかかることなので、財源確保のことも併せて考えていかなければならないということもこれありだということだと思えます。

大変、昼間は国会、夜は税制と、非常に充実した日々を送られる皆さんに改めて敬意を表しまして、この 1 か月半よろしく申し上げます。それが終わりましたら、年末にかけてまして更にまた御努力いただくとしますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

引き続き、昨年度の当調査会における地域主権改革税制に関する議論の際に設置することが報告されました総務大臣主催の「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」において中間取りまとめが行われたとのことですので、福田政務官から御説明をお願い申し上げます。

○福田総務大臣政務官

それでは、私の方から説明させていただきますが、資料4を御覧ください。平成23年度税制改正大綱に基づき、総務省が設置した「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」がこのたび「中間取りまとめ」を取りまとめましたので、その概要を御報告いたします。

1つ目は、「地域決定型地方税制特例措置」、通称「わがまち特例」です。現状、地方税制の大部分は国が一律に決めているため、地域の実情に即したものとなっておらず、適切な政策効果が発揮できていない場合もあります。そこで地方団体が、減額の程度や特例の適用期間といった特例措置の内容を条例で決めることができる仕組み、「地域決定型地方税制特例措置」、通称「わがまち特例」を導入し、地域の実情に応じた政策が可能となるようにしたいと考えております。今後、各省からいただいた要望の調整に当たっては、この「わがまち特例」の導入も含めて議論をさせていただきたいと考えております。

次に、「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」です。現状、地方消費税の賦課徴収については、国が都道府県に代わりその事務を行っているところであり、地方団体の執行の責任の拡大や、住民の利便性の向上などの観点から、地方団体の役割の拡大を進めることが必要だと考えておりますが、当面は現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組みを進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税・地方消費税の税率引上げ等の時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化について、改めて判断することとしたいと考えております。

なお、中間取りまとめの概要と本体についても資料としてお配りしておりますので、後ほどお目を通していただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、ただいまの福田政務官の御説明につきまして、御意見、御質問等があれば、どうぞ御発言ください。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

1年間、本当にこういう形で実現したことに対して敬意を表したいと思っているんですが、消費税・地方消費税の扱いなんですけれども、どこの県知事だったか忘れましたが、ちょっと表現は良くないんですけれども、コバンザメのような地方消費税はやめよう、独立して地方消費税というものを作ろうではないかという提起があったと思うんですよ。私は、やはり地方消費税というものは独自で、そして自分たちの、全国の地方自治体の意思で、条例で全国一斉に引き上げたりするということが非常に重要なのではないかなと思っていますので、この点については不十分ではないか、この

点審議会、勉強会があったようですけれども、どんな論議があったのかを教えてください。だきたいのが1点です。

もう一点は、上の「わがまち特例」に直接ではないんですが、前の総務大臣が非常に強調されていた点は、地方自治体はいつも3月の定例議会でほとんど議論なしに、知事や首長の専決処分で物事が決まっている。これはやはり、地方自治体にとってまずいのではないかと。ですから、できればそれは秋ぐらいの間に、つまり早目に歳入のことについてはモノを決定していくということを決めないと、自治体が自分たちの税金は知事がいつも専決処分で何の論議も起きていないというのは、私はそういった点の改革を、これはむしろ国のレベルで改革しないとできないんだと思うんですが、そういった点の改革が重要なのではないかなと思っていますので、意見として申し上げて、何か感想があれば教えていただければと思います。

○福田総務大臣政務官

それでは、消費税・地方消費税のことについては議論がどんな感じなのかは事務方から説明いたします。後の問題は、これは国が早く決めないと、あるいは地方が独自に決めるようにしてもらわないと、それはできないということにははっきりしています。結局、どこの自治体でも困っているのは、12月議会なり、それこそ3月議会、予算議会が終わる頃にならないと国が決まらないことです。ですから、議会が閉会してしまっているということになりますと、それは専決処分やらざるを得ないので、議会開会中に事前に議会に了承を得ておいて専決処分をするというのが大体の自治体かなと思っていますので、そこまで直してもらわないと、自治体でも議論をするというのはなかなか難しいかなと思っています。

○五十嵐財務副大臣

事務方、お願いします。

○岡崎自治税務局長

消費税・地方消費税の項目でありますけれども、消費税の在り方、地方消費税の在り方というものにはむしろもっと大きな場で議論が今後されるのであろうということだと思いますが、現行の消費税・地方消費税の姿を前提にした上で、例えば北海道等の広いところで非常に税務署の数が少ないというようなときに、所得税の申告を役場で受けているように市町村なり都道府県と一緒に協力することによって納税者側が非常に便利になるのではないかとというようなことが議論のきっかけでもありまして、より納税相談あるいは申告書の収受というようなものを広げていく段取りを議論したというふうなことでございまして、峰崎参与がおっしゃるような、そもそも地方消費税がどうあるべきかという議論は、この研究会のメインテーマではなかったということでございます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。



○福田総務大臣政務官

例えばということで、峰崎参与、これはこの研究会ではなくて、私の個人的な考え方ですけれども、アメリカなどでは消費税が州税になっていますから、したがって市町村レベルでは、消費税についてはそれに上乗せをするかどうかということについては、実は住民投票にかけて、50%以上の賛成が得られれば市町村の消費税を上乗せして課税する。しかし、その代わり5年なり10年間で、例えば消費税でいただいたお金でどういうものを整備するかというものはっきり明示して住民投票をしているというのが実態で、そこまで日本でも導入できればこれは大したものですが、まだ今すぐというわけにはいかないかと思えます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

この問題については大変大きな問題ですので、引き続いて一体改革の中でも議論がなされる、また、大綱の中でどのような取り上げ方をするかということも協議をさせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

それでは、本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

次回の日程、議題の詳細については、改めて事務的に御連絡いたします。

本日は散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。